

神宗川労働局長 神阿 雄

第4号中「1時間930円」を「1時間956円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

新潟労働局長 樺葉 伸一

第4号中「1時間753円」を「1時間778円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

富山労働局長 山崎 英生

第4号中「1時間770円」を「1時間795円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

恒井労働局長 平介 武夫

第4号中「1時間754円」を「1時間778円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

長野労働局長 石田 茂雄

第4号中「1時間770円」を「1時間795円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

岐阜労働局長 稲原 俊浩

第4号中「1時間776円」を「1時間800円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

二里労働局長 幹 雅彦

第4号中「1時間795円」を「1時間820円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成2年京都労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

京都労働局長 高井 吉昭

第4号中「1時間831円」を「1時間856円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日

兵庫労働局長 小林 健

第4号中「1時間819円」を「1時間844円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月1日